

税務訴訟資料 第264号－57（順号12438）

最高裁判所（第三小法廷） 平成●●年（〇〇）第●●号、平成●●年（〇〇）第●●号 納税告知処分等取消、所得税等決定処分等取消請求上告及び上告受理申立事件

国側当事者・国（武蔵野税務署長、北沢税務署長及び国税不服審判所長）

平成26年3月18日棄却・不受理・確定

（控訴審・東京高等裁判所、平成●●年（〇〇）第●●号、平成25年10月9日判決、本資料263号－179・順号12303）

（第一審・東京地方裁判所、平成●●年（〇〇）第●●号、平成●●年（〇〇）第●●号、平成25年4月16日判決、本資料263号－76・順号12200）

決 定

上告人兼申立人	甲
同訴訟代理人弁護士	大森 一志 ほか
被上告人兼相手方	国
同代表者法務大臣	谷垣 禎一
同指定代理人	森下 麻友美

裁判官全員一致の意見で、別紙のとおり決定。

平成26年3月18日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 大谷 剛彦

裁判官 岡部 喜代子

裁判官 寺田 逸郎

裁判官 大橋 正春

裁判官 木内 道祥

(別紙)

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。